

特別定額給付金についてのご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業を実施します。

対象者は？

令和2年4月27日現在で、住民基本台帳に記載されている方
(外国人の方も住民基本台帳に記載があれば対象となります。)
申請者は世帯主となります。

金額は？
支給の方法は？

対象者1人につき10万円。世帯分の給付額を世帯主の口座に振り込みます。
※ 口座をお持ちでない方は、下記までご相談ください。

どうやって
申し込むの？

潮来市から皆様の氏名等を記載した「申請書」を世帯主あてに郵送します。
感染拡大防止のため、「オンライン」や「郵送」で申請をお願いします。



オンライン申請

どちらかを
選択



郵送申請

5月2日から申請を受け付けています。

いつから？

市から5月中旬に「申請書」を郵送します。

マイナンバーカードを持っている世帯主の方は、マイナポータルからオンライン申請ができます。

どうやって？

市から郵送された「申請書」に必要事項を記入して、必要書類とともに返送ください。

- ①マイナンバーカード(パスワードが必要)
- ②振込先口座確認書類
金融機関名、口座番号・名義人が分かる通帳やキャッシュカード等の写し

必要なものは？

- ①本人確認書類
マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等の写し等
- ②振込先口座確認書類

5月13日から順次振り込みします。

振込はいつ頃？

最初の振り込みを5月中に行う予定。
その後、順次振り込みします。

いつまでに申請するの？

申請期限：8月18日(火)まで ※郵送の場合は消印有効

▶詳しくは、以下のURLまたはQRコードから

<https://kyufukin.soumu.go.jp>

▶お問合せ先は、こちら (特別定額給付金コールセンター)

0120-260020 (フリーダイヤル 応答時間帯：5/2以降平日、休日問わず9:00~18:30)



問 申

社会福祉課 社会福祉グループ ☎63-1111 内線390・391